

平成30年第Ⅱ回 短答式試験

解答解説・企業法

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題 10
2	3	6	6	5	5	4	4	5	6
問題 11	問題 12	問題 13	問題 14	問題 15	問題 16	問題 17	問題 18	問題 19	問題 20
2	5	3	4	1	3	2	3	4	1

- 必ず得点したい問題 (解説では問題番号に *** を付しています。)
- 50%の正答率を確保したい問題 (解説では問題番号に ** を付しています。)
- 得点できなくてもよい問題 (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン：68点/100点

$$(\textcircled{2} \times 10 + \textcircled{5} \times 7 \times 50\% = 67.5 \rightarrow 68 \text{点})$$

本試験、お疲れ様でした。

今回は、前年度に比べてやや難しくなった印象です。判例や細かな内容も多目でした。

特に、判例からの出題数は、例年の倍以上です。ただ、企業法へ費やすことのできる学習時間からすれば、判例問題に対して事前に十分な準備をしておくのは難しいはずですが。色々な専門学校のテキストを集めてみても、短答式で出題されそうな判例を整理して、わかりやすく列挙しているものは、ないようです。従って、本試験では、皆が横一線で、判例問題と対峙しているはずですが、直ぐにあきらめてしまう受験生も多いと思いますが、実は、判例問題は、その論点の周辺条文の趣旨に沿って、その場で考えることで、80%程度の正解率が得られるような内容です。

今回、残念な結果に終わった受験生は、このことを念頭において、あきらめずに考える習慣をつけるように、心掛けましょう。

企業法の合格ラインは68%程度と予想していますが、今回難易度の高かった、株式や会社の計算について得意としている方は高得点が狙えたかもしれません。

問題 1 重要性*

商人及び商行為に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、商人ではない。

○ 最判平18.6.23
信用協同組合の業務は、営利を目的とするものではないため、商人ではない。

イ 宅地建物取引業者は民事仲立人であるから、商人ではない。

× 最判昭44.6.26
次に掲げる行為は、営業としてするときには、商行為とする。
十一 仲立ち又は取次ぎに関する行為(商502⑩)

ウ 質屋営業者の金員貸付行為は、銀行取引ではないから、営業的商行為ではない。

○ 最判昭50.6.27
銀行取引(商502⑧)は、金銭を預かる一方でそれを貸し付ける、受信と与信を一体として行っているものをいう。質屋営業者の金員貸付行為は、金銭を預かる取引を含まないため、銀行取引に該当せず、営業的商行為とならない。

エ 土を買い入れてこれで瓦を製造販売する営利行為は、絶対的商行為ではない。

× 大判昭4.9.28
利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為に該当するため、絶対的商行為である(商501①)。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 2 重要性**

会社の使用人又は代理商に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 支配人は、会社の許可を受けなくても、他の会社の監査役になることができる。

○ 支配人は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

四 他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること(12④)。

支配人は、営業主に対して特に誠意を持って忠実に職務遂行すべきことが要請されるため、営業禁止義務が課されているが、他の会社の監査役になることまでは禁止されていない。

イ 会社は、その使用人に対し、当該会社の事業に関するある種類又は特定の事項を委任したときは、その旨を登記しなければならない。

×

このような規定はない。

会社が支配人を選任し、又はその代理権が消滅したときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない(918)とされているが、使用人については、問題文にあるような登記に関する規定はない。

ウ 代理商は、会社の許可を受けなければ、他の会社の使用人となることができない。

×

代理商は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない(17)。

一 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること。

二 会社の事業と同種の事業を行う他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

代理商は、会社のためにその平常の事業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人でないものをいう(16)。そもそも、代理商は、独立した商人であることから、他の会社の使用人になることまで禁じられてはいない。

エ 代理商は、取引の媒介をしたときは、遅滞なく、会社に対して、その旨の通知を発しなければならない。

○

代理商は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、会社に対して、その旨の通知を発しなければならない(16)。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 3 重要性***

株式会社の設立に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 設立しようとする株式会社が公開会社である場合には、設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の2分の1を下ることができない。

×

設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない(37Ⅲ)。

公開会社の資金調達の機動性確保の要請と、取締役会の裁量により既存株主の持ち株比率が大幅に低下してしまうのを防ぐ必要性とのバランスが考慮され、1/4規制が設けられている。

イ 株式会社の負担する定款の認証の手数料は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

×

定款認証手数料(公証役場で定款認証時に必要)は、定型的・客観的な支出であり、会社の財産的基礎を害する危険性がないことから、定款の相対的記載事項である設立費用には含まれない(28④かっこ書)。

ウ 現物出資に関する事項を調査するために裁判所により選任された検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載した書面等を裁判所に提供して報告をしなければならない。

○

検査役は、現物出資に関する事項について、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を裁判所に提供して報告をしなければならない(33Ⅳ)。

変態設立事項に伴う財産等について、不当な評価が行われると、会社の財産的基礎を害する危険性があることから、独立の第三者による検査・報告が要求されている。

エ 株式会社の設立を無効とする判決が確定した場合、当該株式会社は清算をしなければならない。

○

株式会社は、次に掲げる場合には、清算をしなければならない。

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合(475②)

無効判決は、将来に向かって効力もつため(839)、無効判決の確定により、清算手続が開始され、会社は消滅することになる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 4 重要性***

株式会社の設立に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 発起人が出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を、当該発起人が譲渡したときは、当該譲渡は無効である。

×

出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない(35)とされているが、当事者間においては有効であると解されている。

イ 創立総会において、設立時株主は、その有する議決権について、不統一行使をすることができない。

×

設立時株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、創立総会の日の三日前までに、発起人に対してその旨及びその理由を通知しなければならない(77I)。

金融機関等の名義となっている株式投資信託等について、実質上の株主の意思を創立総会決議に反映させるため、議決権の不統一が認められている。

ウ 株式会社の設立に関しては、設立の取消しの訴えは認められていない。

○ 持分会社では、主観的瑕疵を原因とした設立取消の訴えの制度が規定されているが(832)、株式会社には、このような規定がおかれていない。

エ 株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。

○

発起人以外の株式引受人を保護するために、株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する(56)。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 5 重要性***

種類株式に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 種類株式発行会社においては、発行可能種類株式総数の合計数は、発行可能株式総数と一致しなければならない。

×

このような規定はない。

イ 種類株式発行会社は、取得請求権付株式を発行する場合に、取得の対価を当該株式会社の他の種類の株式とすることができる。

○

2 株式会社は、・・・当該各号に定める事項・・・を定款で定めなければならない。

五・・・株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること（取得請求権付株式）

ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の他の株式を交付するときは、当該他の株式の種類及び種類ごとの数・・・（108Ⅱ⑤ロ）

ウ 種類株式発行会社が、ある種類の株式の発行後に、当該種類の株式を全部取得条項付種類株式にしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

×

種類株式発行会社が、ある種類の株式の発行後に、当該種類の株式を全部取得条項付種類株式にしようとするときは、その種類株主を構成員とする種類株主総会の特別決議が必要となる（111Ⅱ①、324Ⅱ①）。

問題文にあるような、その種類株主全員の同意が必要とされるのは、ある種類株式を取得条項付種類株式にしようとするときである。

エ 指名委員会等設置会社は、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することを内容とする種類の株式を発行することができない。

○

ベンチャー企業などに出資した企業が、その出資割合に応じて一定数の役員を送り込めるように、株式会社では、取締役の選任を内容とする種類株式を発行することができる（108Ⅰ⑨）。

ただし、指名委員会等設置会社では、役員を選任に関する議案内容の決定は、指名委員会が行うため、取締役の選任を内容とする種類株式を発行することはできない（108Ⅰ）。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 6 重要性**

株券発行会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 株券発行会社の株主が、当該会社に対し、当該株主についての株主名簿記載事項を記載した書面の交付を請求した場合、当該会社はこれに応じなければならない。

×

株主名簿に氏名又は名称が記載されている株主は、株式会社に対し、株主名簿記載事項を記載した書面の交付等を請求できるが(122Ⅰ)、この規定は、株券発行会社には適用されない(122Ⅳ)。122条1項は、株券を発行しない会社の株主が第三者に自己が株主であることを主張できるようにするために設けられている規定である。

イ 株券発行会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる。

○

株券発行会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる(189Ⅲ)。

単元株制度は株式の管理コストの節減を図ることを目的としているが、単元未満株式に係る株券を発行すると、多額の発行コストを負担することになるため、定款の定めにおいて、株券を発行しないことができることとしているのである。

ウ 株券発行会社の株式の譲渡を受けた者は、当該株式に係る株券の交付に加え、株主名簿の名義書換を受けなければ、当該譲渡につき、第三者に対抗することができない。

×

株券発行会社については、株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社に対抗することができない(130ⅡⅠ)、とされており、株券の名義書換は第三者に対する対抗要件とされていない。株券の占有により、株式譲渡の効果を第三者に主張できるからである。

エ 株券発行会社における株式の質権者は、継続して当該株式に係る株券を占有しなければ、その質権をもって当該会社に対抗することができない。

○

株券発行会社については、質権者は株主名簿への記載の有無にかかわらず、株券を継続して占有していれば、会社・第三者に対抗できる(147Ⅱ)。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 7 重要性***

種類株式発行会社でない株式会社が行う株式の併合に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は2株を1株に併合する株式の併合を行った場合、当該株式会社は、発行可能株式総数を2分の1に減少する旨の定款変更をしたものとみなされる。

×

株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、効力発生日における発行可能株式総数を定めなければならない(180Ⅱ④)。そして、この株主総会決議があったことを前提に、効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされる(182Ⅱ)。従って、株式の併合を行った場合、自動的に、発行可能株式総数を減少する旨の定款変更をしたものとみなされるわけではない。

イ 株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、これにより不利益を受けるおそれがある株主は、会社法に基づき、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

○

株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる(182の3)。

ウ 株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

○

株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる(182の4)。

エ 株式会社が株式の併合を行う場合、当該株式会社の資本金の額は当該併合の比率に応じて減少する。

×

株式の併合によって、発行済株式数は減少するが、資本金の額は変動しない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 8 重要性***

新株発行無効の訴えに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公開会社において新株発行の募集事項を決定する取締役会決議に賛成した取締役は、当該新株発行の無効の訴えを提起することができない。

×

株式会社の成立後における株式の発行の無効は、当該株式会社の株主等によって、株式の発行の効力が生じた日から6箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から1年以内）に、訴えをもってのみ主張することができる（828Ⅰ②、Ⅱ②）。ここでの株主等とは、株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう（828Ⅱ①）。ここで、この株主等から新株発行の募集事項を決定する取締役会決議に賛成した取締役を除外する旨の規定は存在しないことから、本問は誤りとなる。

イ 最高裁判所の判例によれば、新株発行において募集事項の公示をしなければならないにもかかわらず、これを行わないことは、当該公示をしないこと以外に当該新株発行の差止めの事由がない場合を除き、当該新株発行の無効原因となる。

○

最判平9.1.28

公開会社において、取締役会の決議によって募集事項を定めたときは、一定の日の2週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知又は公告しなければならない（201Ⅲ.Ⅳ）。

募集事項を通知又は公告が要求されるのは、新株発行によって、既存株主が持分比率の低下といった不利益を被るおそれがあるため、既存株主に募集株式の引受や新株発行を差止め請求する機会を与えるためである。従って、当該新株発行により既存株主の利益が著しく害された場合には、募集事項の公示を行わなかったことが新株発行の無効原因となると解する。

ウ 最高裁判所の判例によれば、公開会社でない株式会社において、株主総会の特別決議を経ずに株主割当て以外の方法による新株発行がされたことは、当該新株発行の無効原因となる。

○

最判平24.4.24

非公開会社において、募集事項の決定は、株主総会の特別決議によらなければならない（199Ⅱ.309Ⅱ）。株主総会の特別決議を要するのは、新株発行によって、既存株主が持分比率の低下といった不利益を被るおそれがあるためである。従って、当該新株発行によって、既存株主の利益が著しく害された場合には、株主総会の特別決議を経なかったことが新株発行の無効原因となると解する。

エ 新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた新株発行は、当該新株発行が効力を生じた日に遡って、その効力を失う。

×

一般原則に委ねて、新株発行の効力を遡及的に否定すると、法的安定性が害されることから、新株発行は、将来に向かってその効力を失うこととされている（839.834②）。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題 9 重要性***

株式会社の機関に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 公開会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かないことができる。

×

公開会社は、取締役会を置かなければならない（327 I ①）。そして、取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない（327 II）。

公開会社では、譲渡制限を受けずに資本参加する新規株主の存在が予定されている。法は、この新規株主を保護するために、公開会社の意思決定は合議体である取締役会によることとし、かつ、常時、取締役の職務執行を監査する専門的機関である監査役の設置を強制している。

イ 会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない。

○

会計監査人設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役を置かなければならない（327 III）。

ウ 指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かないことができる。

×

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置かなければならない（327 V）。

エ 監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない。

○ 監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない（327 I ②）。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題10 重要性**

株主総会及び種類株主総会に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 株式会社は、株主総会の議長を定款で定めなければならない。

× このような規定はない(27条各号参照)。
定款で定めなければならない事項は、絶対的記載事項であるが、株主総会の議長は、絶対的記載事項(27)でも、相対的記載事項(28)にも該当しない。

イ 株式会社は、株主総会の特別決議における定足数の要件を定款の定めによって排除することができる。

× 次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(3分の1以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、・・・(309Ⅱ)。
株主総会の特別決議事項は、株主の利益に大きく影響するような重要事項であるため、最低定足数を、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上としているのである。
なお、普通決議については、定足数の制限を排除することができる(309Ⅰ)。

ウ 種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、株式の分割が当該種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる。

種類株式発行会社が株式の分割をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、その種類株主の利益を考慮して、株式の分割は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない(322Ⅰ②)、としている。しかし他方で、株式分割実務の迅速性を考慮して、種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、322条1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる(322Ⅱ)、としている。

エ 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、株主総会の日時及び場所等の株主総会の招集に関する事項の決定を執行役に委任することができない。

○ 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

四 第298条第1項各号に掲げる事項の決定(416Ⅳ④)

一 株主総会の日時及び場所(298Ⅰ①)

指名委員会等設置会社においては、取締役会が執行役に委任できない決定事項(416Ⅰ①、416Ⅳ各号)を定め、それ以外の業務執行の決定については執行役に委任できるとの立場を取っている。この執行役に委任できない決定事項に、株主総会招集事項の決定が含まれている。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題11 重要性***

株主総会決議の瑕疵に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 最高裁判所の判例によれば、株主総会決議取消しの訴えを提起した後、提訴期間経過後に新たな取消事由を追加主張することは許されない。

○

最判昭51.12.24

株主総会決議について、一般原則に委ねていつでも・誰でも・どのような方法でも、その瑕疵を主張できるとすると、会社の法律関係が混乱し、取引の安全を害する。そこで、総会決議の取消しについては、乱訴を防止し法的安定性の確保を図るために、主張期間を株主総会決議日から3ヶ月以内、主張権者を株主等、主張方法を訴えのみとしている(831)。以上のような法制度の趣旨を鑑みれば、提訴期間経過後に新たな取消事由を追加主張することは許されないと解する。

イ 最高裁判所の判例によれば、株主は、自己に対する株主総会の招集手続に瑕疵がない場合には、他の株主に対する招集手続に瑕疵があるときであっても、当該株主総会の決議の取消しの訴えを提起することができない。

×

最判昭42.9.28

株主等は、株主総会等の決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる(831Ⅰ)とされており、提訴権者の資格要件につき、株主等であること以外の規定は設けられていない。また、乱訴を防止する目的で提訴権者を株主等に限定していることからすれば、他の株主に対する招集手続による瑕疵によって、株主総会が公正に開催されていない以上、株主の資格にもとづき提訴を行うことが濫訴にあたるとは言えないはずである。よって、自己に対する招集手続に瑕疵がなかったとしても、株主総会の決議の取消しの訴えを提起できると解する。

ウ 株主総会決議の内容が法令に違反する場合、当該株主総会決議には無効原因が認められる。

○

株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる(830Ⅱ)。

エ 株主総会決議が無効であることの確認の訴えにおいて、請求を認容する判決が確定したときは、当該株主総会決議は将来に向かってその効力を失う。

×

原告勝訴の確定判決は、第三者に対しても効力を有し(対世的効力、838)、遡及効がある(839将来効の反対解釈(=株主総会決議無効確認の訴え(834⑩)は、将来効とされる会社の組織に関する訴え(834①~⑩、⑬⑭)に含まれない))。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題12 重要性**

監査役設置会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。（5点）

ア 大会社でない取締役会設置会社において、取締役会は、内部統制システムの整備の決定につき、取締役に委任することができる。

×

取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない（362Ⅳ）。

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

イ 大会社である取締役会設置会社において、取締役会は、内部統制システムの整備について決定しなければならない。

○

大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号（内部統制システムの整備）に掲げる事項を決定しなければならない（362Ⅴ）。

ウ 取締役会設置会社でない大会社において、取締役は、内部統制システムの整備について決定しないことができる。

×

大会社においては、取締役は、前項第四号（内部統制システムの整備）に掲げる事項を決定しなければならない（348Ⅳ）。

エ 株式会社は、内部統制システムの整備について決定したときは、その決定の内容の概要及び当該内部統制システムの運用状況の概要について、事業報告に記載しなければならない。

○

事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない（施行規則118）。

二 （内部統制システム）体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題13 重要性***

社外取締役に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 株式会社の取締役のうち、その就任の前の10年間に於いて、当該株式会社又はその子会社の業務を執行した取締役であったことがある者は、当該株式会社の社外取締役には該当しない。

○

社外取締役 株式会社の取締役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう(2⑩)。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

イ 指名委員会等設置会社の取締役の過半数は、社外取締役でなければならない。

×

各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

ウ 監査役設置会社の社外取締役の解任は、株主総会の特殊決議によらなければならない。

×

役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない(普通決議、341)。

エ 株式会社の取締役のうち、当該株式会社の親会社の取締役である者は、当該株式会社の社外取締役には該当しない。

○

社外取締役 株式会社の取締役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう(2⑩)。

ハ 当該株式会社の親会社等又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題14 重要性**

連結計算書類に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 連結計算書類を作成した株式会社は、計算書類ではなく、連結計算書類に基づいて分配可能額を算出し、その範囲内で剰余金の配当をすることができる。

×

連結配当規制適用会社は、連結ベースで分配可能額を算定することができる。

イ 事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法の規定により有価証券報告書の提出義務を負うものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

○

事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない(444Ⅲ)。

ウ 監査等委員会設置会社における連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査等委員会及び会計監査人の監査を受けなければならない。

○

連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)及び会計監査人の監査を受けなければならない(444Ⅳ)。

エ 連結計算書類を作成した取締役会設置会社は、当該連結計算書類について定時株主総会の承認を受けなければならない。

×

次の各号に掲げる会計監査人設置会社においては、取締役は、当該各号に定める連結計算書類を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。この場合においては、当該各号に定める連結計算書類の内容及び第四項の監査の結果を定時株主総会に報告しなければならない(444Ⅶ)。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. **イウ** 5. イエ 6. ウエ

問題15 重要性**

株式会社の資本金及び準備金に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 株式会社が残剰金の配当をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該剰剰金の配当により減少する剰剰金の額に10分の1を乗じて得た額を、資本準備金又は利益準備金として、
○ 法務省令で定める限度まで計上しなければならない。

剰剰金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰剰金の配当により減少する剰剰金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない(445IV)。

- イ 取締役会設置会社が株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力発生日後の準備金の額が、当該効力発生日前の準備金の額を下回らないときは、
○ 当該準備金の額の減少は、取締役会の決議によって決定する。

株式会社が株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とする(448III)。

- ウ 取締役会設置会社が準備金の額を減少する場合において、減少する準備金の額の全部を資本金とするときは、当該準備金の額の減少は、取締役会の決議によって決定する。

×

株式会社は、準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない(448I)。

- エ 資本金の額の減少の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該資本金の額の減少は、当該資本金の額の減少の効力発生日に遡ってその効力を失う。

×

会社の組織に関する訴え(第八百三十四条第一号から第十二号まで、第十八号及び第十九号に掲げる訴えに限る。)に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為は、将来に向かってその効力を失う(839)。

五 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え 当該株式会社・・・(834)

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題16 重要性***

持分会社に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。
(5点)

ア 有限責任社員になろうとする者は、労務を出資の目的とすることができない。

○

六 社員の出資の目的（有限責任社員にあつては、金銭等に限る。）及びその価額又は評価の標準（576 I）

イ 持分会社の社員が死亡した場合には、定款に別段の定めがない限り、当該社員の相続人が当該社員の持分を承継し、当該持分会社の社員となる。

×

社員は、次に掲げる事由によって退社する（607 I）。

三 死亡

持分会社は、その社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めることができる（608 I）。

ウ 無限責任社員が有限責任社員となった場合には、当該有限責任社員となった者は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務について、無限責任社員としてこれを弁済する責任を負わない。

×

無限責任社員が有限責任社員となった場合であっても、当該有限責任社員となった者は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、無限責任社員として当該債務を弁済する責任を負う。

エ 持分会社が定款を変更するには、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意を必要とする。

○

持分会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる（637）。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題17 重要性***

株式会社が行う事業譲渡に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、定款に別段の定めはないものとする。(5点)

ア 最高裁判所の判例によれば、事業の全部を休止している株式会社がその全部の資産を譲渡する場合で、譲受会社が譲渡会社の事業活動を受け継がないときは、当該譲渡会社の株主総会決議の手續を要しない。

イ 株式会社がその事業の全部を譲渡する場合、譲渡会社は、当該譲渡の効力発生日に清算手續を経ることなく当然に消滅する。

規定なし。

ウ 事業譲渡の無効は、訴えによらずに主張することができる。

事業譲渡は取引法上の行為であり、会社法上の特別の訴えの制度は規定されていない。よって、民法の一般原則に従い無効主張できる。

エ 最高裁判所の判例によれば、事業譲渡について譲渡会社の株主総会決議の手續が必要であるのにそれを経ないまま事業譲渡が行われた場合、そのことは当該事業譲渡の無効原因であるが、譲受会社がそのことについて善意かつ無重過失であったときは、当該譲渡会社は当該事業譲渡の無効を主張することができない。

上記の当然に無効な事業譲渡は、譲受会社・譲渡会社は、善意・過失の有無と問わず無効主張できる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題18 重要性*

株式会社が行う吸収分割において株主が吸収分割会社に対して行う株式買取請求に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

- ア 吸収分割をするために株主総会の決議を要する場合において、当該株主総会で議決権を行使できる株主が株式買取請求をするためには、当該株主総会に先立って当該吸収分割に反対する旨を会社に通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収分割に反対することを要する。
-

反対株主とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併等をするために株主総会の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該吸収合併等に反対する旨を当該消滅株式会社等に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併等に反対した株主

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

- イ 最高裁判所の判例によれば、吸収分割により企業価値の増加が生じない場合、株式買取請求に係る株式の買取価格である「公正な価格」とは、原則として、吸収分割契約に定められていた吸収分割の対価が公正なものであったならばその株式が有していると認められる価格をいう。
- ×

「公正な価格」とは、吸収分割承認決議がなければその株式が有していると認められる価格をいう。

- ウ 株式買取請求をした株主は、いつでも自由に、その請求を撤回することができる。

×

株式買取請求をした株主は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる(785VII)。

- エ 株式買取請求があった場合において、株式の買取価格の決定につき株主と株式会社との間に協議が整ったときは、当該株式会社は、吸収分割の効力発生日から60日以内にその支払をしなければならない。
-

株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と消滅株式会社等との間に協議が調ったときは、消滅株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない(786I)。

1. アイ 2. アウ 3. **アエ** 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題19 重要性**

有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合に、当該有価証券届出書の届出者である会社及びその役員等が当該有価証券を当該募集に応じて取得した者に対して負う金融商品取引法上の損害賠償責任（以下「賠償責任」という。）に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、当該有価証券の取得者は、その取得の際に当該記載が虚偽であることを知らなかったものとする。（5点）

ア 虚偽記載について故意又は過失がなかったことを証明したときは、届出者である会社は賠償責任を負わない。

×

有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない（金商法18I）。

イ 有価証券届出書に係る監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽でない旨の監査証明をした公認会計士又は監査法人は、当該監査証明をしたことについて故意又は過失がなかったことを証明したときは賠償責任を負わない。

○

前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない（金商法21II）。

二 前項第三号に掲げる者（監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人） 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかったこと。

ウ 有価証券届出書の届出者である会社が負う賠償責任の額は、損害賠償の請求権者がその請求時前に当該有価証券届出書に係る有価証券を処分した場合においては、請求権者が当該有価証券の取得について支払った額からその処分価額を控除した額を下回ることがある。

○

前条の規定により賠償の責めに任ずべき者（有価証券届出書の届出者である会社）は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことによつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない（金商法19II）。

エ 賠償責任に係る請求権は、虚偽記載を知った時又は相当な注意をもって知ることができる時から6か月間これを行使しないときは消滅する。

×

第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が有価証券届出書若しくは目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知った時又は相当な注意をもって知ることができる時から三年間、これを行わないときは、消滅する。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

問題20 重要性*

有価証券報告書を提出しなければならない会社による法定書類の提出に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。(5点)

ア 当該会社の株主総会において決議事項が決議された場合、当該会社が提出しなければならない臨時報告書には、当該決議における議決権行使結果を記載しなければならない。

○

企業内容開示府令19（臨時報告書の記載内容等）

九の二 提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合 次に掲げる事項

ハ 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

イ 当該会社の親会社の異動があった場合、当該会社は臨時報告書を提出しなければならない。

○

企業内容開示府令19（臨時報告書の記載内容等）

三 提出会社の親会社の異動

ウ 当該会社の社外取締役の異動があった場合、当該会社は臨時報告書を提出しなければならない。

×

企業内容開示府令19（臨時報告書の記載内容等）

九 提出会社の代表取締役の異動 ※ 社外取締役の異動は臨時報告書提出事由でない

エ 上場会社の株券等につき、当該上場会社以外の者が公開買付けを行うことを公告したときには、当該上場会社は公開買付届出書を提出しなければならない。

×

公開買付開始公告を行つた者（公開買付者）は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（公開買付届出書）を内閣総理大臣に提出をしなければならない（金商法27の3Ⅱ）。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ